

## 2. 訪販化粧品工業協会の概要

(2019年8月1日現在)

1. 創立 昭和48年3月9日
2. 代表者・役員数 会長 西方和博  
役員：副会長 3名  
理事 10名（専務理事2名、常務理事1名）  
監事 2名
3. 目的 本会は、会員が商業倫理を確立し、販売の適正化をはかることにより、国民の消費生活における利便を増進し、もって家庭訪問販売化粧品業界の健全な発展に資することを目的とする。
4. 事業
  - ① 会員の守るべき倫理要綱の作成並びに実践の推進
  - ② 会員所属の販売員の教育指導
  - ③ 消費者の苦情処理
  - ④ 訪販化粧品工業協会販売員登録制度の指導と推進及び公益社団法人日本訪問販売協会の登録事業業務方法書に基づく訪問販売員教育登録制度の指導と推進
  - ⑤ 関係官公庁、関係団体との連絡
  - ⑥ その他本会の目的を達成するために必要な事業
5. 予算規模 2,250万円（2019年度）
6. 会員資格 家庭訪問販売制度を採用する化粧品製造販売業者又はこれに準ずる者であって、本会の目的に全面的に協力する者を以て組織する。
7. 会員数 東京：29社 関西：19社 合計：48社  
(2019年8月1日現在)
8. 協会機関 総会・理事会  
実行委員会（委員長：中田 悟）  
広報委員会（委員長：水口英司）  
消費者相談研究会（幹事長：平 泰章）

## 9. 事務局

### 【東京本部】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-5 メトロシティ神谷町 6F

TEL : 03-5472-2534 FAX : 03-5472-2536

URL : <http://www.hoshokyo.org>

専務理事：山本順二 常務理事：門間 浩

### 【関西支部】

〒540-0026 大阪府中央区内本町 2-1-13 フェニックス本町ビル 3F

TEL : 06-6941-2093 FAX : 06-6946-9190

専務理事：寒川裕士

### 【名古屋事務所】

〒640-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-25 ACAビル 2F

TEL : 052-971-1476 FAX : 052-971-1486

事務長：高橋 裕

## 10. 関係官庁

経済産業省

商務流通保安グループ 消費経済企画室

製造産業局 生物化学産業課

厚生労働省

医薬食品局 審査管理課（医薬品、医療機器等法）

公正取引委員会

経済取引局 取引部 取引企画課（景品表示法）

消費者庁

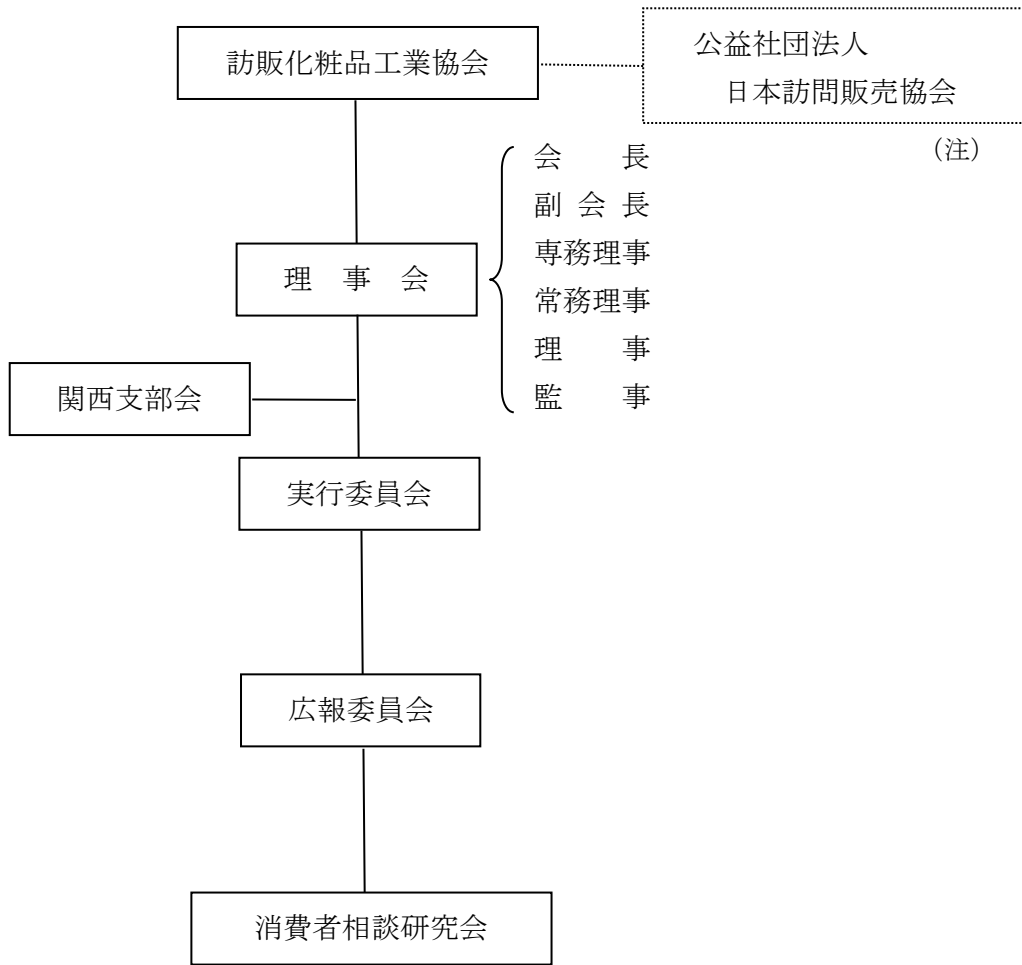
取引対策課（特定商取引法）

表示対策課（景品表示法）

## 11. 自主規制

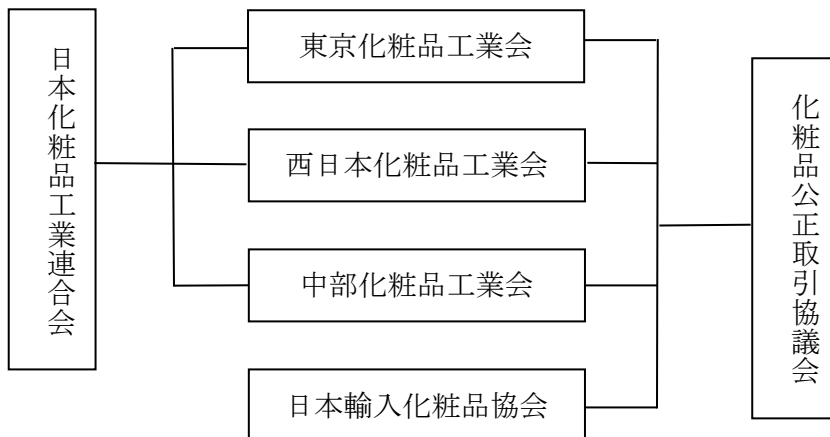
- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 昭. 48. 3. 9 | 「化粧品訪問販売の倫理要綱」制定             |
| 52. 5. 17   | 「不当な営業妨害の自粛申し合わせ」制定          |
| 56. 5. 18   | 「化粧品訪問販売員教育登録制度実施の手続きについて」制定 |
| 58. 3. 10   | 「キャッチセールス禁止等に関する自主規制」制定      |
| 58. 12. 9   | 「倫理要綱の運用解釈（機械器具）」制定          |
| 59. 4. 10   | 「クーリング・オフ期間の自主延長」実施          |
| 60. 10. 14  | 「訪販化粧品の公正取引に関する自主基準」制定       |
| 平. 元. 3. 15 | 「キャッチセールス禁止等に関する自主基準」廃止      |
| 元. 4. 1     | 「お客さま苦情処理に関する規程」実施           |
| 26. 11. 6   | 「ご高齢のお客さまへの販売に関する自主行動基準」     |

12. 協会組織図



(注)「特定商取引に関する法律」に基づいて設立された公益法人で、当協会は設立当初からの団体会員（現在は賛助会員）。

13. 関係団体



14. 頒布されている協会の刊行物

○信頼される訪問販売員（訪問販売員教材）：頒布価格 60 円

（改訂版：2018 年 9 月 1 日発行）

○化粧品訪問販売員教育評価問題集：頒布価格 5 円

15. 活動状況

○化粧品訪問販売員教育登録制度の実施

○お客さま相談窓口の開設

○ホームページの開設

URL <http://www.hoshokyo.org>

○広報誌の発行「訪粧協通信」

○「訪販化粧品業界の現状と今後の展望」の発行

○消費者相談研究会の開催

○講習会の開催

○関係官庁、関係団体等の資料配布 等